



平成 25 年 9 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社ミツバ
代表 社 名 代表取締役社長 長瀬 裕一
(コード番 号 7280 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 総務部長 青木 茂樹
(TEL. 0277-52-0187)

自動車用電装品に関する米国司法省との合意について

1. 事実の概要

当社は、米国司法省との間で、当社の反トラスト法および関連法規違反行為につき罰金 1 億 35 百万ドルの支払いに合意し、司法取引契約を締結いたしました。また、米国司法省は 2013 年 9 月 26 日 (米国時間) 付で、米国内での自動車用電装品に関する当社取引の一部における米国競争法等への違反行為について、米国連邦地裁ミシガン地区東部裁判所南部支局へこれを提訴しました。

2. 決定の理由

当社および当社グループは、当社の米国子会社 American Mitsubishi Corporation が米国連邦捜査局による立入り調査を受けた 2011 年 7 月以降、当社を含む自動車用部品メーカーに対しての米国司法省による調査に全面的に協力してまいりましたが、この度、適用法令ならびに事実関係等を総合的に勘案した結果、同省との間の司法取引契約を締結することとしたものであります。

3. 当社の業績に与える影響

本件契約締結に伴い、平成 26 年 3 月期第 2 四半期決算において 132 億 75 百万円を特別損失として計上いたします。

本件損失の計上による当社平成 26 年 3 月期決算への影響については現在精査中であり、判明しだい速やかにお知らせいたします。

4. 役員報酬の自主返上

本件が社会に及ぼす影響の大きさを考慮し、また、本件司法取引契約による処分を厳粛に受け止め、当社取締役および執行役員は 2013 年 10 月よりそれぞれ月度報酬の 30%から 10%を 3 ヶ月間自主返上することいたしました。

5. 再発防止策

当社は 2011 年 8 月にカルテル行為からの決別を取締役会で決議すると共に、独占禁止法および競争法に関する包括的な遵守プログラムの策定を含めた施策を導入いたしました。また、社内には設置された「独占禁止法 危機管理・再発防止委員会」がかかる法令遵守の取組み状況についての監督を行っております。今後も引き続き国内外全てのグループ企業においてコンプライアンスの徹底を図り、信頼回復に努めてまいります。

以 上